プロジェクト　税効果会計

項目　第 22 回専門委員会で聞かれた意見

Ⅰ　本資料の目的

1. 本資料は、前回の税効果会計専門委員会（第 22 回・2015 年 7 月 13 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された次の事項について、聞かれた主な意見をまとめたものである。
   - 今後のスケジュール等移管に関する具体的な進め方の検討
   - 早急に対応すべき論点の追加に関する検討

Ⅱ　今後のスケジュール等移管に関する具体的な進め方の検討

2. 前回の専門委員会において、事務局より、今後のスケジュール等移管に関する具体的な進め方として、下記を提案した。

   (1) 仮に開示項目を見直した場合（見直さないこともあり得る。）、かつ、回収可能性適用指針案の適用時期が提案どおりに 2016 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の期首からとなる場合を前提とすると、2017 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用することを念頭に置いて 5 本の実務指針[1]を 4 本の会計基準等[2]に移管することでどうか。

   (2) 税効果会計に適用される税率については、5 本の実務指針の移管作業から切り離して、2016 年 3 月決算期において適用できるように別途適用指針を開発することでどうか。

3. この点、前項に記載したスケジュールに大きな異論は聞かれなかった。ただし、関連する事項について、下記の意見が聞かれた。

[1] 5 本の実務指針とは、会計制度委員会報告第 6 号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、会計制度委員会報告第 10 号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、会計制度委員会報告第 11 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」、会計制度委員会「税効果会計に関する Q&A」、監査・保証実務委員会実務指針第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」をいう。

[2] 今後開発する会計基準等として、企業会計基準適用指針第●号「税効果会計に係る会計基準の適用指針（仮称）」、企業会計基準適用指針第●号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針（仮称）」、企業会計基準第●号「法人税等に関する会計基準（仮称）」、企業会計基準第●号「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（仮称）」の 4 本を提案している。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

回収可能性に関する開示について

(1) 全体の開示については 2018 年 3 月決算期に適用できるように開発するスケジュールに異論はないが、回収可能性に関する開示については、回収可能性適用指針案の適用時期である 2017 年 3 月決算期の期末に間に合うように適用できるように開発した方がよいのではないか。

(2) 回収可能性に関する開示については、現在募集中のコメントを踏まえて検討し、もし可能であれば、回収可能性適用指針案と同時期に適用できるように開発することも考えられる。

（事務局の対応案）
仮に開示項目を見直す場合、その内容によって準備期間が異なるため、事務局提案はあくまで作業上の目安である。適用時期については、今後当該課題に取り組む中で具体的に検討する予定である。

その他

(3) 企業は、子会社の所在地国の税制を把握していることが多いと考えられるため、所在地国の税制に関する調査は、開示の検討にあたって一定の準備期間を要する理由に当たらないのではないか。

(4) 企業会計審議会が公表している「税効果会計に係る会計基準」について、会計基準の一部改正で対応するのではなく、金融商品等のように会計基準全体を ASBJ に移管してはどうか。

(5) 税効果会計に適用される税率に関する適用指針について、2016 年 3 月決算期の期末に間に合うように開発するのであれば、早急に公開草案を公表する必要があるのではないか。

（事務局の対応案）
(3)について、仮に開示項目を追加する場合、追加する開示項目の内容や企業の状況によっては、海外子会社の所在地国における税制をより詳細に把握するための調査が必要となる場合もあると考えられる（審議事項(3)-2 参照）。

(4)について、今回の実務指針の移管において、「税効果会計に係る会計基準」で取り扱う会計処理については見直さず、開示のみ見直すことを念頭に置いて、現時点では「「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（仮称）」を提案している。なお、具体的な対応は今後の取り組みの中で検討する予定で

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

ある。

(5)について、2016年3月決算期の期末に適用できるようにする提案について了承が得られる場合には、公開草案の手続等を考慮して対応する予定である。

Ⅲ　早急に対応すべき論点の追加に関する検討

4. 第21回専門委員会において早急に対応すべきものとして7つの論点を提案した。前回の専門委員会では、当該論点以外の16個の論点について内容を説明し、早急に対応すべき論点に追加すべきものの有無について審議を行った。

5. この点、早急に対応すべき論点に追加すべきものがあるとの意見は聞かれなかった。ただし、関連する事項について、下記の意見が聞かれた。

<u>将来の検討課題とすることについて</u>

(1) 7つの論点を優先して検討し、5本の実務指針の移管が終わったあとに、16個の論点については検討を継続することが考えられる。

(2) 16個の論点を実務指針の移管後に再度検討する場合には、当該時点において新たに生じた重要な課題も検討できるようにする必要がある。

（事務局の対応案）
将来の検討課題とする論点については、5本の実務指針の移管が終了した後に、再度、検討に着手するかどうかを判断することとしてはどうか（審議事項(3)-3参照）。

<u>実務指針の移管の過程で対応すべき論点について</u>

(3) 論点のうち取扱いが明確になっている事項があれば、移管の作業において当該事項を対応することが考える。

(4) 住民税均等割等の論点を現時点で整理しないとしても、監査・保証実務委員会実務指針第63号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」の移管時において、税金費用について販売費及び一般管理費で処理する項目及び法人税等で処理する項目に関する基本的な考え方を仮に示す場合には、住民税均等割等の議論を回避することは難しいのではないか。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

（事務局の対応案）
　将来の検討課題としている論点についても、移管時に用語や表現を見直す過程で対応されるものがあると考えられる（審議事項(3)-3 参照）。

追加すべき論点の抽出について

(5) 論点の重要性と課題が生じる頻度を勘案して早急に対応すべき論点に追加すべきかどうかを検討したのであれば、評価結果を一括して記載するのではなく、論点ごとに当該評価を記載した方がよいのではないか。

(6) 早急に実施するかどうかを検討するにあたっては、論点の重要性と課題が生じる頻度のほかに、適用指針等にどこまで詳細に記載するかという観点も勘案する必要があるのではないか。

（事務局の対応案）
　審議事項(3)-3 の第４項に記載した(1)から(6)及び(8)から(12)の論点については、それぞれ課題があるものの、論点の重要性、課題が生じる頻度等を勘案した結果、いずれの論点も、今回の実務指針の移管において早急に対応すべき論点とまでは考えられなかったため、一括して将来の検討課題とすることを提案するものである。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。